

4.各種変更手続について(講習教材の届け先等の変更)

以下の変更がある場合は、受講申込者本人が「変更手続期限」(「eラーニング講習事務日程一覧」参照)内に手続を行ってください。

※団体申込の場合でも、団体責任者からの変更手続は受け付けできません。

※下記①②③⑥の変更手続を電話でされる場合は、試験合格証書番号をご準備のうえ、問合せ窓口にご連絡ください。

※変更手続期限の経過後、やむを得ない事情で変更が必要となった場合は、すみやかにご相談ください。

① eラーニング受講月(開催月)の変更

受講申込受理後のeラーニング受講月の変更は、原則として、変更前及び変更後の受講月の変更手続期限内において可能です。

変更手続期限を越え、受講者へログインIDパスワードが交付されてからの変更はできません。

変更手続は、協会ホームページの「インターネット変更手続」での変更の入力、または、「登録講習に関するお問合せ窓口」(03-6450-3023)に電話で手続を行ってください。

団体受講申込の方がeラーニング受講月を変更した場合、変更があったことの通知メールが団体責任者に送信されます。

☞ インターネット変更手続

協会ホームページTop > 貸金業務取扱主任者 試験・講習・登録 > 登録講習 から手続を行ってください。

※申込受理前にeラーニング受講月を変更したい場合は、一度受講申込を取消してから、再度受講申込を行ってください。

② eラーニング講習から会場講習への変更

受講申込受理後にeラーニング講習から会場講習への変更を希望される方は、「登録講習に関するお問合せ窓口」(03-6450-3023)に電話で手続を行ってください。

③ 住所の変更

eラーニング受講申込受理後に申込住所を変更する方は、協会ホームページの「インターネット変更手続」での変更の入力、または「登録講習に関するお問合せ窓口」(03-6450-3023)に電話で手続を行ってください。

☞ インターネット変更手続

協会ホームページTop > 貸金業務取扱主任者 試験・講習・登録 > 登録講習 から手続きを行ってください。

※申込受理前に住所を変更したい場合は、当該受講申込を取消し(下記参照)、改めて受講申込を行ってください。

④ 講習教材の届け先、メールアドレス等の変更

eラーニング受講時に使用する講習教材の届け先、メールアドレス等を変更する方は、協会ホームページ登録講習の「各種変更について」から変更の入力を行ってください。

※異動等により教材の届け先が変更となった場合、転送費用が受講者負担になるケースがありますので必ず変更手続きを行ってください。

⑤ 氏名の変更

受講申込者の現在の状況により、以下のとおり手続を行ってください。

①現在主任者登録を受けている方

主任者登録簿に登録されている氏名の変更が必要なため、変更前・変更後の氏名、変更年月日が全て記載された戸籍抄本を取得(各市区町村の証明書交付窓口でご確認ください)して、主任者登録変更の申請(郵送のみ)を行ってください。詳しくは「主任者登録の手引き」をご確認ください。

この手続を行うことにより、主任者登録簿および登録講習受講の氏名が変更されます。

②現在主任者登録を受けていない方(初めて主任者登録を受ける方、主任者登録の有効期限が経過した方)

登録講習の受講に際し、変更前・変更後の氏名、変更年月日が全て記載された戸籍抄本の提出が必要となります。(各市区町村の証明書交付窓口でご確認ください)

必ず「登録講習に関するお問合せ窓口」(03-6450-3023)にご連絡のうえご対応ください。

⑥ 受講申込の取消し

申込の受理後(団体申込では団体責任者による申込確定処理後)は、受講申込の取消しはできません。

団体責任者の方は、申込の受理前(団体申込では団体責任者による申込確定処理前)に受講申込を取消しするときは、協会ホームページの「インターネット変更手続」での取消手続、または「登録講習に関するお問合せ窓口」(03-6450-3023)に電話で手続を行ってください。

☞ 団体申込では、申込確定処理前に団体責任者が受講申込者の申込を取消することができます。